

長崎県PTA連合会

『小・中学生総合保障制度』中途加入のご案内

オンライン
申込みはこちら



オンライン申込みで中途加入できます。

オンライン申込締切日 **6月25日(木)**

プラン表などパンフレットもご覧いただけます。

保護者のみなさまへ **重要** 必ずご確認ください

長崎県PTA連合会 2026年度版

『小・中学生総合保障制度』ご案内
【こども総合保険】

お子さまの安心・安全のために 学校が休みの日も**24時間補償**

PTAでご加入いただくと約**39%割引** | 年間掛金**5,500円**から 月額換算 約**459円**
(1000円/年/月)

スマホで簡単! 告知も不要!

オンラインのお申し込みはこちらから →

申込み締切日 **4月7日(火)** 4月8日 補償開始
4月23日(木) 4月24日 補償開始

長崎県PTA連合会

トラブル被害
対応補償

●SNS、ネット、対人トラブルの被害にも備えられる

いじめ、SNS上での誹謗中傷、ストーカーなどの被害を受けた際、弁護士・臨床心理士への相談費用や、解決のための対策費用を補償します。



学校で嫌がらせに遭い、カウンセリングを受け、弁護士へ解決方法を相談した。



つきまとい被害に遭い、警察に相談し防犯対策をした。



SNSでの悪口の書き込みを削除させるため、弁護士に依頼した。

くわしい補償内容は
こちら!



*プランによって補償項目が異なります。詳しくはパンフレットをご確認ください。

中途加入の
ご案内

- 補償開始日 申込み手続き完了日の翌日 午前0時
- 口座振替日 7月27日(月)

見てすぐわかる!
お子さまを守る
3分動画



6月7日～25日までに手続きの場合 (2027年4月8日までの掛金一括払)

育英費用補償充実プラン	FSプラン	MSプラン	GSプラン	HSプラン
掛金 (10ヵ月分)	21,180円	15,510円	11,930円	8,170円
基本プラン	FWプラン	MWプラン	GWプラン	HWプラン
掛金 (10ヵ月分)	18,240円	12,370円	8,720円	4,640円

※次年度更新時の掛金・補償内容は更新案内にてご確認ください。

- オンラインでのお申込み手続きができない場合は、下記までご連絡ください。別途、加入方法をご案内いたします。
- 学校では、制度の内容に関する問合せは承っておりませんので、下記のお問合せ先までご連絡ください。
- この制度(保険)の詳細につきましては、パンフレットおよび補償概要をご覧ください。

お問合せ先 (制度取扱代理店)

受付時間 平日9～18時

パンフレット・加入依頼書がない方はお電話ください。

長崎県PTA連合会「小・中学生総合保障制度」係

TEL 095-820-5882 (エーアイ内)



▲資料請求は
こちら

「けが」の補償だけではありません これからの時代に対応した新しい保障制度です

学校から借りていたタブレットを壊した！

破損



紛失



盗難



学校からの貸与端末（ノートパソコン等）の破損・紛失・盗難事故により、法律上の損害賠償責任が発生した場合にも、個人賠償責任補償（受託品賠償責任補償）で補償されます。

全てのプランで補償できます!!

自転車事故等で高額賠償事故が発生したときも補償！（個人賠償責任補償）

総合保障制度の個人賠償責任補償で補償されます。

高額な損害賠償事例（神戸地裁 2013年7月4日判決）

小学5年生の母親に約9,520万円の賠償命令



*個人賠償責任補償はご家族全員が対象

貸与パソコンに関する質問と回答

- Q** 学校からの貸与パソコンを破損した場合に補償されますか。
- A** 学校からの貸与パソコンを生徒や同居の家族の方が破損し、法律上の損害賠償責任が発生した場合はお支払いします。（個人賠償責任補償（受託品賠償））
ただし、わざと壊した（故意）場合や貸与パソコンを卓球のラケット代わりに使うなど本来の端末使用目的と違うことで破損した場合は補償されません。
- Q** 火災・自動車保険の特約にある個人賠償責任保険も含め、全ての個人賠償責任保険で貸与パソコンの破損は補償されますか。
- A** 貸与パソコンなどの受託品については補償されない個人賠償責任保険もあります。加入している保険会社にお問合せください。総合保障制度の個人賠償責任補償（受託品賠償）は補償の対象となりますのでご安心ください。
- Q** 貸与パソコンをなくした（紛失）場合に補償されますか。
- A** 紛失されて、生徒や保護者に法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償をいたします。
- Q** 貸与パソコンの修理費用や買替費用は全額補償されますか。
- A** 修理可能な場合は修理費用をお支払いします。ただし、破損した貸与パソコンの時価額を限度とします。修理不可能な場合は時価額が限度となります。

※データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物はお支払いの対象とはなりません。

※保険金をお支払いしない場合などについては補償概要をご確認ください。詳細は取扱代理店・扱者、または引受保険会社にお問合せください。

お問合せ先（制度取扱代理店）

長崎県PTA連合会「小・中学生総合保障制度」係
TEL 095-820-5882（エーアイ内）

制度引受保険会社

〔幹事会社〕 **AIG損害保険株式会社**
〔非幹事会社〕 東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社